○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
四十一号及び三百六十号	富山市猪谷字細廻一二六三番一から同市猪谷字細廻一三〇〇番一まで

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
四十一号及び三百六十号	富山市榲原字西下島一五八八番一から同市榲原字東島四七番まで

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町道下字小角地一〇〇九番一から同町平柳字畑直四三四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡朝日町横尾字秡山四四五番一から同町横尾字林ノ腰九三七番二まで

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
百五十七号及び三百五号	石川県石川郡野々市町堀内四丁目一七三番から同町堀内四丁目九〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
七号	新潟市東区大形本町五丁目二六六番五から同市東区海老ヶ瀬字長田四九五番三まで

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

路線名	供用開始の区間
八号	富山県下新川郡入善町荒又六一〇番一から同町荒又五二一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市木津イ七三番一から同市松浜ハ五番一まで	前	一五・〇〇メートル～二四・〇〇メートル	一九・〇〇キロメートル～二四・二〇キロメートル
	後	一五・〇〇メートル～二四・〇〇メートル	一九・〇〇キロメートル～二四・二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
百五十九号及び二百四十九号	かほく市木津イ七三番一三から同市松浜ハ一〇番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	平成二十三年三月三十一日
図面縦覧場所	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所